

京都大学大学院医学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(研究科長)</p> <p>第2条 医学研究科に、研究科長を置く。</p> <p>2 研究科長は、医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 研究科長の任期は、2年とする。</p> <p>4 研究科長は、再任されることができる。ただし、引き続き再任する場合の任期は1年とし、引き続き4年を超えることができない。</p> <p>5 研究科長は、医学研究科の校務をつかさどる。</p> <p>(中略)</p> <p>(専攻、講座及び部門)</p> <p>第5条 医学研究科の専攻、講座及び部門は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>医学専攻 生体情報科学講座、生体構造医学講座、生体制御医学講座、腫瘍生物学講座、基礎病態学講座、感染・免疫学講座、法医学講座、内科学講座、皮膚生命科学講座、発生発達医学講座、放射線医学講座、臨床病態解析学講座、外科学講座、侵襲反応制御医学講座、器官外科学講座、感覚運動系外科学講座、分子生体統御学講座、遺伝医学講座、高次脳科学講座、脳病態生理学講座</p> <p>医科学専攻</p> <p>社会健康医学系専攻 健康解析学講座、健康管理学講座、健康要因学講座、国際保健学講座</p> <p>人間健康科学系専攻 基礎看護学講座、臨床看護学講座、家族看護学講座、地域看護学講座、医療検査展開学講座、情報理工医療学講座、理学療法学講座、作業療法学講座、近未来システム・技術創造部門、産官学連携推進部門</p> <p>(専攻共通) 先端・国際医学講座</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(研究科長)</p> <p>第2条 } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 研究科長の任期は、2年とする。<u>ただし、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間(当該期間が1年を超えない場合にあつては、当該期間に1年を加えた期間)とする。</u></p> <p>4 } (同左)</p> <p>5 } (同左)</p> <p>(専攻、講座及び部門)</p> <p>第5条 } (同左)</p> <p>京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻</p> <p>2～4 } (同左)</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>